

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		会社員		⑤年齢	53
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
6	14	「その予測の高度化」を早期に取りまとめて、地域別の計画高水流量等の設定の見直すことがなにしる先ず先決だと思います。そして、地域別の安全度を明確にして対応できる治水計画を立案実施していくべきと考えます。			
10		「1.5 既設の施設の有効利用と機能の向上」の内容はその通りだと思います。既設施設の評価を行っておくことは重要であると考えます。			
13		「2.2 検証に当たっての基本的な考え方」において、先ず、前述した地域別の安全度に応じた治水事業の優先度を設けて進めることが最優先だと思います。本当に危険度の高い地域についてはコストをかけても治水対策に取り組むべきと思います。			
15		「3.1 検証の概要」で、現在計画されているダム事業以外にも治水対策が必要な箇所があるのではないのでしょうか、最近のゲリラ豪雨の被害状況等をみるとそう感じてならないのですが。			
20		「第5章 複数の治水対策案の立案」はそのとおり必要だと思います。			
59	18	「一定の安全度を確保することを前提としてコストを最も重視することが必要である」とあります。民主党の政策転換、財政難の中での議論なのでコストが最も重要という結論のようですが、本来の治水は安全性を確保していくというのが第1ではないのでしょうか。コストは無制限にあるわけではありませんから、前述したように危険度の高い地域から優先順位を設けて、あるコストの範囲で整備していくというのが本来あるべき姿ではないのでしょうか。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について、中間とりまとめ（案）に関する意見

① 名(フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	会社員	⑤年齢	64	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			

第8章		8-2 検討対象について 水資源機構木曽川水系連絡導水路（調査中）が検討対象となっている。導水路は徳山ダムの水をどう活用するかであり、徳山ダムと一体の検討が必要と考える。 利水の観点からの検討について 利水者は将来の都市発展などの水需要の増加に備えて、また渇水などに対する安全度の確保、向上のためにダム開発などに参加している。 8-1 検討に当たっては 8-1 1. 利水安全度の低下や代替え水源の確保は地域によって異なるので地域の状況、地域の住民の意見をよく踏まえて検討していただきたい。 8-1 2. 水源確保には長期を要するので、10年という中期ではなく30年～50年という長期の観点から必要性を検討していただきたい。 8-2 3. 木曽川水系の水源には農業用水の活用、既得ダム、河口堰の利用など未解決のものも多い。今回、これらの課題の解決も合わせて検討していただきたい。 8-3 4. 今回の検討に当たって利水参画者に対し必要開発水量の確認が行われることになっている。利水者が事業の継続参加、撤退を判断するには代替え案の実現性、撤退コストなどが大きな要素となる。利水者への確認の前に代替水源、具体的なルールなどを示していただきたい。
-----	--	---

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		—		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
全体		利水(水道)の水源参画については、利水の事業計画上に位置付けて厚労大臣の事業認可を取得した上、特定多目的ダム法等の現行法令において、関係省庁との協議や利水参画者への意見聴取等の手続きを経て、水源参画を決定している。 中間とりまとめ(案)には、関係省庁間の手続きが明らかにされていないため、今後、検証に伴い、利水事業計画上の事務手続きが必要となった場合に混乱しないよう、関係省庁間の協議等の手順を明記されたい。			
18 45	12 21	水道用水供給事業、工業用水道事業は地方公共団体が主体となって、市町村及び工水ユーザーに対してダム事業計画等を説明し了解を得た上で、料金の徴収により独立採算で事業経営を行っている。 このようなことから、中間とりまとめに基づき治水の立場のみから利水事業を検討することは、本来、馴染まないと考えているので、検証を進めるに当たっては、市町村等のユーザーを含めた意見聴取等の手続きをすること及びその意見を尊重し検討することを明記されたい。			
45	1	水資源開発促進法に基づく指定水系の利水計画は、国土審議会で議論のうえ、関係省庁及び関係機関との協議調整を経て水資源開発基本計画が策定されている。 特に現行の基本計画では、都市用水については、最近の異常気象を考慮して渇水時においても、所要の利水安全度を確保することを目標として定めているため、こうした考え方に基づき水源水量を確保することを明確にされたい。			
52	12	「中止に伴って発生する費用等」の検討に際しては、検証対象の事業及びその施設と一体運用される施設への利水者負担金などこれまでに要した費用及び今後必要となる費用が含まれるべきと考える。 このコストの対象範囲が明確でなければ、水道料金等経営への影響が算定できず、市町村への説明責任が果たせないこととなる。 このため対象範囲を明確にし、その算出方法や返還等の補償措置も同時に明らかにするとともに、それに必要となる法整備の考え方を明記されたい。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス				
④職業		団体職員	⑤年齢	59	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
全体		1. ダム事業、河川整備は、それぞれの法律に基づく手続きが執られたられたものであることから、この個別ダム検証の結果がダム事業中止となれば、従来の手続きに優先する法的根拠が必要ではないか。 2. ダム事業廃止の結論は、事業の進捗と地元の状況で、総合判断すべきで、その事業の歴史的背景を反映したものが必要と考える。政策に翻弄された水没移転等地域住民の民意を技術検討と同等の評価基準で判断するのは極めて困難と考える。地元同意が得られていて、事業進捗が進んでいる事業は集中投資し早期に効果発現を期待する。				
12 ~	18	「将来を見据えると・・・				
13	1	合理的なインフラ整備を進めていく必要がある。このような背景から」とあるが検証の背景はP15の下から5行目ある「厳しい財政事情等を背景に政策転換を進めるとの考えに基づく」とした方がストレートとなるのではないか。				
14	7	(10) 「科学的・・・関係住民・・・の意見を聞く。」とあるが、関係住民の範囲を示すべきである。この範囲をめぐって混乱が想定される。				
22	9	(5) 河道掘削は掘削後河床安定に問題を起こす可能性があり、床が固めなどを合わせて設置することも視野に入れる必要がある。				
23	9	「なお、地形条件・・・堤防を設ける必要がない場合がある」は意味が異なるので削除すべきと考える。				
23	14	(8) 河道内の樹木の伐採 河道計画策定時にどのように樹木の状態を想定しているかによるが、維持管理の範疇で、計画に取り込むのは如何か。 (9) 決壊しない堤防 (10) 決壊しづらい堤防 は計画高水位を上昇させることとなる。治水計画論より、超過洪水等危機管理の範疇と考える。				

25	3	(12) 排水機場 「かえって本川水位を増加させ、危険性が高まる。」『この場合には排水を停止する場合もある。』を追加してどうか。
27	14	(19) 二線堤は治水計画上に位置づけるなら計画遊水地に準じた位置づけが必要と考える。それであれば超過洪水等危機管理の範疇であると考え。
28～ 30	7	(21) 宅地の嵩上げ、ピロティ建築等 (22) 土地利用規制 (23) 水田等の保全 (24) 森林の保全 これらは現有の機能は流出モデルの定数等で反映済みと考えられることから、新たに計画に期待出来るか慎重な検討を要すると考える。 また、(24)の森林の効果はp9で「治水上問題となる大洪水の時には顕著な効果は期待できない。」としていることから結論ありきのメニューとの誤解をまねく。
30	20	(26) 水害保険 ある程度治水安全度が向上した場合、これからさらなる安全度の向上には多大なコストがかかり次第に投資効率が低下する。これを補う手段として水害保険の考え方は有効と考える。(維持管理的経費)と(災害復旧と保険)のみで対応する時代があるかもしれないと考える。
47	6	(5) 河道外貯留施設 河道外貯留は利水者が事業として実施することは、水系としての水利に与える影響が大きいことから、従来認められなかった。河川管理者が行うべきと考える。 一方、河道外貯留施設の敷地確保、都市用水確保とすれば水温を含む水質保全等施設管理を考えると現実的でないと考え。(平地ダムより中山間地ダムが有効)
49	12	(16) 渇水調整の強化 水資源計画としてではなく、計画規模以上の渇水等に対処する危機管理と考える。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
		71 歳		男	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
17	9	【要旨】 - 新規事業と進行中の事業とは区別して考える必要がある - 利水対策案についての意見聴取には判断材料が必要である - 参考資料 2 による検証の期間はどのように考えられているのか? - ダムと連絡導水路は一体的なものとして考えるべきである - 水は貴重な資源であり、長期的展望に基づいた対処が必要 【意見】 - 新規事業と進行中の事業とは区別して考える必要がある 検証の流れをみると、代替案ありきの印象を受ける。新規事業については、このような考え方でもよいかもしれない。しかし、既に進行中の事業については、種々検討されその中でベストと判断された案に基づいて進められているものである。したがって、検証に当たっても新規事業と進行中の事業とは当然区別して考える必要がある。今回の検証の背景には厳しい財政事情があることは理解するが、検証によって進行中の事業を見直した場合、これまでに要した事業費は誰がどのように負担するのか? 工事の手戻りなどで却って全体の事業費が増加することもある。また、目標年度が延びることから地域に不安と混乱を引き起こすこともある。色々と問題が多い。したがって、既に進行している事業については、代替案を検討するよりも、現行計画に基づいて実施する中で、新技術の導入等によってコストの削減を図る方向で検討をすべきと考える。 - 利水対策案についての意見聴取には判断材料が必要である 検討案よれば、検討主体が代替案を利水参画者に提示し意見を聞くことになっている。しかし、参考資料 2 のフロー図によれば、この段階では、評価軸に基づく検討は行われていないので、利水参画者が事業に参加する上で最も重要視している目標年度、事業費等の明示がなく、判断ができないものと思われる。少なくとも、利水参画者への意見聴取においては、目標年度、事業費等が示される必要がある。また、進行中の事業については、現行計画と代替案を比較し、そのメリット・デメリットを明確にするとともに、これまでに要した事業費の負担方法についても考え方が示される必要がある。 - 参考資料 2 による検証の期間はどのように考えられているのか? このことにより事業が遅延することは、安定供給のため早期着手を希望している利水参画者には大いに懸念されるところである。			
45	4				
45	4				
64	表				
4	2				

・ ダムと連絡導水路は一体的なものとして考えるべきである

木曾川水系の木曾川水系連絡導水路は徳山ダム建設事業によって確保された水道用水、工業用水を揖斐川から取水地点の木曾川に導水するための施設である。この導水路は、徳山ダム建設事業の法手続きの中で、ダムと一体的に措置されるよう一貫して要望してきたものであり、導水路の完成によってはじめてダムの機能が発揮されるものである。したがって、ダムと導水路は、いわば一体的なものであり、導水路のみを取り上げて議論するのは適切ではないと考える。

当該地域は、平成6年に大渇水によって市民生活、都市活動、工業生産が大きな影響を受けた。また、近年降雨状況がダムの計画時点に比べてバラツキが大きく、さらに全体として少雨傾向にあるため、毎年のように渇水が頻発している。徳山ダムには、平成6年渇水を教訓として渇水対策容量が設けられており、渇水時に有効に機能するものと期待されている。そのためにも連絡導水路の早期完成が必要である。

・ 水は貴重な資源であり、長期的展望に基づいた対処が必要

水は、人が生きていく上で1日として欠くことのできないものであり、また同時に、都市活動の維持や工業生産にも必要とされる。しかし、地球温暖化の影響を受け、今後、年間平均河川流量や水の利用可能量は減少し、水資源への影響が懸念されている。厳しい財政状況にあることは理解しているが、そうした事態にも対応しようよう長期的展望にたって計画的に水源施設、導水施設の整備を進められたい。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		メールアドレス [REDACTED]			
④職業		⑤年齢	66才	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	13	学識経験者有する者、関係住民、関係地方公共団体、関係利害者の意見に聴く →ダム検証は個別地域に関わる問題が非常に大きい。とりわけ、ダム事業が代替案に直接影響を被る関係住民及び利害関係者の意見を最も重視すべきと考えます。理論先行の学識経験者の意見は参考意見程度とすべきです。又私の直感に「大川ダム建設」に関し、45年もの間このダム問題に地域住民は悩まされてきた現実があります。大島郡地域住民が「政郷を捨てる」という苦渋の決断で、自分達の人生を費やして我が国事業に協力して来た歴史があります。国家が行う政治は人々を幸せにするためであると考へます。「ダムにたようない治水」の主張が今の政治オライエであるう認めざるを得ない。しかし我々地域住民が自分達の人生をも変更して国と合意形成した事でも政治主張の対象にされては今の政治は「大衆迎合政治」と言わざるを得ません。最後に「自分の政治的野心を達成する者より少数の地元が不幸にならうかどうでも良い」という政治に腐りつあると思ひます。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
		メールアドレス [REDACTED]			
④職業		会社員		⑤年齢	61
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
全般		【要旨】 「検証のための検討」の長期化の防止 治水と利水の対策案の中には、今後の技術的な検討や制度的・法制的な確立が必要なものが含まれていて、これらの解決を待って代替案を策定することになれば、検討に長期間を要する可能性があります。従って「検討は、現在の状況をもとに進める」などの記述が必要と考えます。 【意見】 「決壊しない堤防」には「経済的、社会的な課題を解決しなければならない」と書かれており、「決壊しづらい堤防」には、「今後調査研究が必要である」と書かれているなど、その他の箇所にも課題の解決に時間を要する表現があり、これらを対策として選択した場合には、「検証のための検討」に長期の時間を要する危惧を感じます。 また、「遊水機能を有する土地の保全」「部分的に低い堤防の存置」「霞堤の存置」「土地利用規制」「水田等の保全」「森林の保全」等は、制度的・法制的に治水対策として効果を確実に見込むためには課題が多いと考えます。 これらの検討の長期化を避けるために、「検討は、現在の技術的知見及び制度的法制的状況を前提に行う。」などの記述が必要と考えます。 また、これらの「調査研究」や「課題の解決」のための統一的な検討体制も確立すべきと考えます。			
45 以降		【要旨】 「利水の観点からの検討」において、利水者が主体的に実施すべきものの区分 【意見】 「第8章利水の観点からの検討」については、(5)以降の代替案のように利水者が主体的に検討すべきものが含まれていますが、これらについては、河川管理者の検討が困難である場合がおおいので、利水者への検討を要請する代替案であることを明確にすべきと考えます。従って、46ページ5行目の「利水代替案については・・・」の部分は、「以下の(5)～(18)に示す利水代替案については、利水者へ検討の要請を行い、利水者の検討結果を、河川や流域の特性から河川管理者が可否を判断する。」と修正すべきと考えます。また、これらの利水代替案の利水者での検討とその後の河川管理者の検討が長期間要す危惧も考えられるため、検討内容や精度についての具体的な記述が必要と考えます。			

42	13	【要旨】 公共事業の実施にあたっては、事業対象地域での信頼性が必要と考えますので、信頼性が得られるかの評価軸が必要と考えます。 【意見】 以下を追加 「(9)公共事業に対する信頼性への影響 ●事業対象地域の河川事業に対する信頼性が保てるか 公共事業は、対象地域での信頼性があって初めて、事業が可能になるものである。ダム事業の中止や代替案の新たな実施を行う場合に、事業対象地域での信頼が保てるかどうかを検討し、できない場合には、信頼を回復するための対策を立案し整理するものとする。それでも困難な場合には、理由を整理して記述する。」
42	13	【要旨】 既着手のダム等の事業は現状に至るまでに進められてきた努力、すなわち、関係者の時空をこえたエネルギー傾注と合意形成にいたっている状況が無駄にしないという、評価軸が必要と考えます。 【意見】 以下を追加 「(10)現在までに投入された費用、労力、時間及び地元の協力体制の評価 ●事業中止の場合に無駄になる費用等及び現在までの地元の協力体制はどうか 事業中止の場合には今まで投入された費用、労力、時間を明確にし、できる限り既を買収された土地や建設された施設の有効活用の道と必要な費用を検討する。これが困難な場合には、無駄になる既存施設に要した費用及び今後の管理費用を検討する。これらの費用は、採用された対策案のコスト等に追加する。 また、現在までのその事業に対する地元の協力体制の評価を行う。中止の場合には、今までの協力で報いるための事業実施等を検討し、その費用を評価し、採用された対策案のコスト等に追加する。」 既存の事業は、現在までに河川管理者側と協力頂いた地元の費用、労力、時間を有しているので、これを中止する場合にはこれらを評価し負の費用として計上する必要があると考えます。また、協力頂いた地元の精神的なご苦勞に対しても評価する必要があると考えます。これらは上記[9]で述べた公共事業の信頼性への影響にも関わるものである。
35	21	「このような場合は同様の評価結果となる。」は、表現が分かりにくいので、「安全度は確保されている。」の方がいいと考えます。51 ページ 4 行目も同様です。

22	9 以降	「河道の掘削」「引堤」「堤防の嵩上げ」「河道内の樹木の伐採」「決壊しない堤防」「決壊しづらい堤防」については、局所的な実施では、下流に流量増の負担をかける恐れがあるため、「下流の河川全体の流下能力を検討し、上流部の対策により下流で安全度の低下の恐れがある場合には、その箇所での対策を検討する。」を各項目に追加すべきと考えます。
38	10	「河道掘削時の・・・」についても、橋梁の基礎の補強や橋梁架け替えが必要になると考えられますので、この部分にも「橋梁補強・架け替えの場合の橋梁管理者」を追加すべきと考えます。
45 以降		多目的ダムには、利水の安全度の向上のための事業があると考えますので、「利水の安全度の向上」の観点を入れるべきと考えます。
21	11	「降雨予測による予備放流・洪水操作」を追加。「操作ルールの見直し」の一部かもしれませんが、淀川水系でこのような操作により被害を防止した例がありますので、このケースは臨時の措置ですが、計画として組み入れる検討を行うべきと考えます。
46	12	「(2)治水・利水ダムの統合運用 様々な目的を持つダムを統合的に運用することにより容量を有効利用でき新しく利水開発が可能になる。取水可能地点は、各ダムの下流である。」を追加。
45	6	【要旨】 利水の検討に際しては、現状の開発必要量が、近年の河川流況に対して十分な安全度を有しているかの検討が、まず必要と考えます。 【意見】 「・・・利水の観点からの検討に当たっては、まず、検討主体は、」の次に、「現行の渇水対象年が、近年の流況変化に照らして利水開発の基準年としてふさわしいかの検討を行う。次に、・・・」を追加。近年の渇水の頻発の現状を見ると、流況の変化により利水の安全度が低下しているケースがあると思われるので、従来の基準年が現状でも十分であるかの検討が必要と考えます。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行	吉野瀬川は治水安全度が低く、幾度も浸水被害が発生し、洪水の不安を抱えながら生活しております。 ダム建設と河川改修で対応することとなり一日も早い治水安全度の向上を望んでおります。 ダム事業については、水没地域の家屋移転が完了し、付替え道路も一部供用開始し、また、工業用水を中止し治水専用ダムに見直すなど、本体着手に向け関係者一同が期待しておりました。 検証対象ダムとなり次の段階へ進むための予算が削減され不安な状況にあります。 これまで、ダム建設に関わる行政や、水没者の生活する上流から保全される下流の住民まで、全ての方々が合意し進めてきた経緯を重く判断し、当初計画より遅れることなくダムが完成することを熱望する。 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
59	13～	検証の評価に当たって、どの評価軸を重視するかについて、「コスト」を最も重視し、「安全度」の確保と時間的な「実現性」から総合的に評価を行う。となっておりますが、個別ダムの検証での評価では「関係者の合意形成」の見通しをどのように判断するのか不透明であり、結果的に「実現性」が遅れることになりかねない。 個別ダムの検証で評価する場合、「実現性」に大きく関係する「関係者の合意形成」を重視して評価すべきと考える。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行	現在の吉野瀬川は、概ね5年に1度の洪水にしか耐えられない程度の治水安全度しなく、近年では平成16年と平成18年に避難勧告を発令しており、本年7月12日にも避難判断水位をこえるなど、河川氾濫の危険性が非常に高い河川であることから、吉野瀬川ダム建設事業と河川下流区間の改修事業を福井県が展開している。 また、流域には多くの企業が立地し住宅地も広がっていることから、吉野瀬川ダムの費用対効果は10、2と、検証対象となった全補助ダム58事業のうち2番目に高い事業である。 加えて、流域住民から事業促進の強い要望があり、昨年度、越前市・・江市両議会において全会一致で建設促進の意見書が採択されるとともに、事業主体の県も事業継続を表明している。 よって、上記を勘案すると、検討主体から本省への個別ダムの検討結果の報告により、早期の完成が望ましい個別ダムについては、速やかな本省による対応方針の決定が望ましいと考えられる。 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
61	4	検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣は、「当該ダムについて、概算要求等の時期までに判断する。」ここで、判断とは、直轄ダム及び水機構ダムについては、対応方針（案）に検討を加え、当該ダムの対応方針を決定することであり、補助ダムについては、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該ダムの補助金交付等に係る対応方針を決定することであると記載されているが、具体的な時期について提示すべきである。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	71
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
14	2	コストが安価でも、代替案はゼロから進めるため、安全な地域づくりにさらに時間がかかる事態も十分想定される。また、時間がかかれば、予想できなかったコストも発生するため、コストに加えて「時間軸」も最も重視すべきではないか。			
14	8	関係住民等の意見を聴くだけではなく「地域社会への影響、関係住民への影響」に対する評価軸も重視されるべきではないか。			
18	13	ダムの検証は、河川整備計画の検討とは異なり、流域全体というよりも、対象の地域がある程度限定されるため、関係住民の意見を聴く際には、（流域委員会で公募されるような住民ではなく）、ダム事業及び代替案に直接的に影響を被る住民の意見を最重要視するべきではないか。			
35	1	机上で検討を進めても、新たな合意形成に時間を費やし、結果として安全な地域づくりに時間がかかる自体も十分想定されるため「土地利用規制」や「水田の保全」など代替案は、関係住民や地方公共団体から、ダム事業と同等の同意が得られる見込みが確実であることが必要ではないか。			
61	7	ダム検証の検討結果の報告は、速やかになされているが、従来の河川整備計画やこの種の検討については、相当の時間がかかっていることから、検証結果の報告にはタイムリミットを明確に設定すべきではないか。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED] [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢	50
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
30	6	要旨【森林の保全対策として多数の堰堤を造る案を提案します。】 治水対策案のうち(24)森林の保全案を定量的な評価が困難として、否定しているように感じられますが、以前の「脱ダム宣言」のときは「緑のダム」として森林の保全が唱えられと記憶しています。今回はそれが否定される理由をもう少し具体的に説明していただきたいと思います。 また最近の集中豪雨が原因で発生する土石流災害や深層崩壊災害などの防止を広義な意味で治水対策とするならば、集中豪雨に対する何らかの森林の保全対策は必要ではないでしょうか。 岡山県北部の山間には小さなため池が昔から多く作られています。これは主にかんがい用のため池ですが、最近の集中豪雨では一時的な貯留施設となり直下流付近の住民の災害防止の役割を担っていると思います。 森林保全対策として、国土の3分の2も占めている森林に多数の堰堤を作ってはどうか。溜まった水は利水になります、水がたまらなくても待ち受けて治水になり、土で埋まれば治山になります。たぶんコストも安いと思います。			
61	5	検討結果の報告はいつ行うのでしょうか、大臣の判断はいつ行うのでしょうか。それらに関する記述がありません。いろんな検討もよいですが、早く結論を出さないと時間とともに検討費用で税金がどんどんムダになってしまいます。 政権が変わったらまた違う方向から検討する、などということでムダな税金が使われることのないように願います。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	45	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
4	1	河川整備の目標の一つである河川環境の保全の視点が欠落している。よって、第1章「今後の治水対策の方向性」の文章に、正常流量の確保の必要性を記述し、第2章2、2検証にあたっての基本的な考え方に「正常流量の確保対策」を明記すること。			
13	17	5ページに「最終的に河川整備基本方針で目標とする安全度が確保される」と書かれている。よって、治水対策としては「河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保」ではなく「河川整備基本方針の目標と同程度の安全度を確保」に変更すること。			
60	1	「②また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。」とあるが、「②また、河川整備計画の整備予定期間（20～30年）内に効果を発現するか、加えて近年の被害実績等から見て早急な治水安全度があがるかなど時間的な観点から見た実現性を評価する。」に変更すること。			
62	5	国土交通大臣は、判断の結果を公表するとあるが、ダム中止との判断を下した場合、補償協議がある程度進んでいたダム事業においては、水没地権者等に対する結果説明や今後の対応方針等の提案等、個別具体的な対応が必要である。よって、その旨を明記すること。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	63
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
1	9	地域によりダム建設には様々な事情があり、また事業の進捗状況も様々である。山鳥坂ダムにおいては30年間という長い時間経過により水没地域の生活再建・地域振興が遅れ、地域住民の生活は疲弊している。山鳥坂ダムは用地補償基準に合意しており、水没地域への具体的な配慮の記載は必要不可欠。			
13	15	治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」とあるが、「治水対策案は、河川整備基本方針との整合を図りつつ河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」とすべき。			
35	19	14ページには「一定の安全度を確保することを前提として…」とあり、20ページには「河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保するために…」と記載されているが、一定の安全度が指すもの河川整備基本方針レベルであるべき。			
42	4	流水の正常な機能を維持することは、良好な河川環境を維持・増進するために必要な行為であり、洪水防御と同様に河川法の目的にも記載されている。肱川の整備計画では正常流量の確保についても明確に位置づけられており、治水安全度と同様に代替案作成の基本条件とすべき。また、ダムの代替案としては、ダム機能を代替しかつ効果を定量的に見込める対策を対象とすべきである。			

(別添：意見提出様式)

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	45	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
20	7	「複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する」とありますが、河川整備の最終的な目的は河川整備方針である以上、「複数の治水対策案は、河川整備基本方針との整合を図りつつ、河川整備計画における保全すべき地域を対象とし、同計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する」に変更すべきだと思います。			
36	21	「段階的にどのように安全度が確保されていくのか」について、氾濫を繰り返す河川においては、その地域特性を考慮したうえで「河川整備計画の期間内において段階的に流域全体での安全度がどのように確保されていくのか」について、明らかにすることが必要だと思います。			
37	9	治水対策案のうちダムによらない案の場合、流水の正常な機能が確保できなくなります。治水専用ダムならば治水分と環境分のコストを切り分けてコスト比較ができますが、多目的ダムも同様に、流水の正常な機能の維持に要する費用を除いて治水コストを算出すべきだと思います。			
61	15	「国土交通大臣の判断」とありますが、例えば「検討主体」が「ダムは必要」と判断しても有識者会議が「ダムは不要」と判断することもあると思います。また、検討主体と有識者会議が「ダムは必要」といっても大臣が「ダムは不要」と判断することもあり得ます。その際、大臣はどのような基準をもって、どちらの判断を尊重されるのか、その基準を明確にすべきだと思います。			

(別添：意見提出様式)

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	44
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
1		ダムが日本社会の発展に貢献してきた事実をきちんと評価すべきである。ダムは日本国の保有資産であり、超過洪水対策、広域な水辺の創設、クリーンエネルギー、濁水浄化技術開発による清流維持等社会に多大に貢献できる施設である正当な評価が必要。			
5	2 1	整備計画レベルでダムは必要ないということになるが、最終目標（基本方針レベル）でダムが必要、となった場合、地域が整備計画達成後のダム建設を受け入れるか懸念がある。ダム案が拒否された場合、どのように安全度とコストの見合いをつけるのか。			
5	2 1	この検証の結果ダムが中止された場合、河川整備計画の変更と河川整備基本方針の変更が必要となるが、どの程度時間をかけるのか、どこまで費用を見積もっているのか。			
1 3		「②検証に当たっての基本的な考え方（3）河川整備計画の目標と同程度の安全度」とあるが、日本国の均衡ある整備思想を踏まえると、国が監理する一級水系については最低でも1/100の安全度を設定して計画を検証すべきである。著しく整備が遅れている水系については、優先的な整備をすべき。			
6 0	6	総合的な評価におけるコストについて、完成までに要する費用、維持管理に要する費用等も評価するとあるが、「ダム中止に伴って新たに発生する費用」も重要なことから、「維持管理に要する費用及びダム中止に伴って新たに発生する費用等も評価する」と明記すべき。			
6 0	8	河川整備計画においては、計画的かつ早期に治水安全度を向上させる目的で期間を設定している。よって「一定期間内」を「河川整備計画期間内」に変更すべき。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	40
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
6	1	用地補償基準妥結の時点では、既にダム案と代替え案に関する経済評価は比較や関係流域住民との合意形成が済んでいる。もし判断を行うのであれば、もっと前の段階で行っておくべきで、合意形成が既になされているダム事業は速やかに完成させて、効果を発現させるべきである。			
6	6	ダム効果は極めて有効と認めながらダムによらないとは何か？ ダムの環境課題で、例えば、濁水を透明度の高い水に変える技術等を確立することでダムは河川環境、エネルギー政策等で画期的な効果を発揮する視点での評価が欠落しているのでは？			
13	17	P5にも書かれているように、「最終的に河川整備基本計画で目標とする安全度が確保される」となっていることから、治水対策案としてはあくまで河川整備基本方針の目標が達成できる対策案の内最も合理的なものを選択するべきである。			
42	3	「流水の正常な機能の維持への影響」とあるが、「流水の正常な機能の維持の確保」とするべきである。			
60	8	時間的な観点から、河川整備計画では早期に治水安全度を向上させる目的で期間を設定されたのではないか。このことから、「一定期間内」を「河川整備計画期間内」に変更するべきである。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		団体職員	⑤年齢	71	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
1	17	我々は先祖伝来受け継いできた生活や財産を下流受益地のために捨てる苦渋の決断をし、充分とはいえない補償基準を妥結したのである。補償基準の妥結は、将来設計ありきの苦渋の決断。政権交代や国交大臣が替わったことで大きな方向転換 (ダムにたよらない云々) とは理不尽極まる。 各地のダムはそれぞれの事情が異なる。進捗状況も様々である。中間とりまとめはダム事業の全国一律の考え方を決めるものと聞いているが、山鳥坂ダムは重く、辛く、不安の30年がある。そういった個々に対する具体的判断基準が明記されていない。是非加えて欲しい。			
2	2	「頂いたご意見を参考にして・・・」とある。意見はどのように反映されたのか？ 山鳥坂ダムに関する意見は60件以上あるが、そのほとんどが建設賛成、事業推進である。この意見は中間とりまとめにどのように反映されたのか具体的に記述がない。明記されたい。			
6	1	「また、ダムのような大規模治水事業を実施する場合には、「補償基準妥結」の前に・・・」云々とあるが、意味不明、理解不可。 ダムのような大規模治水事業とあるが、大規模事業を実施する場合、事業を行うか行わないかは「補償基準妥結」の前ではなく、事業計画の地元説明時期 (建設段階＝実施調査時) である。あえて「補償基準妥結前」と言っているのは、そういう状況のダム (用地調査が終わり補償基準妥結までのダム) を切り捨てるための屁理屈で、合理的な判断ではない。ダムの補償基準とあるが、ダム補償基準は買収される土地単価や、建物補償金などの根拠は公共事業者による統一した単価がすでに作成されており、高速道路建設時のように地元合意がされればすぐに補償契約に着手するもので、これらと全く同じものである。補償基準の妥結前に判断するというのは山鳥坂ダムを切り捨てるための理由ではないか。少なくとも用地調査を開始しているダムは検証対象とすべきではない。なぜ、補償基準妥結前なのか説明がない。このような判断をしたのは事業の進め方を知らないからだ。今後は、建設段階に (予備調査ではなく実施調査段階で) 判断すべき。			

12	21	「公共事業については、これまでのしがらみを断ち切り、まず、・・・もう一度見極め」とあるが、山鳥坂ダムは手続きをへて必要であるから行っているものである。 これまで完成を目指してきたダムが本当に必要かどうかをもう一度見極めるという意味は、いままできあんとした手続きをへて行ってきたものを否定するものであり、しがらみを経ち切りとは？歳出の中身を徹底的に見直すとは？このようなコストだけを治水事業に当てはめるということについては大いに疑問を感じざるを得ない。コストだけで人の命は救えない。
13	21	(6) 中、「事業の進捗状況を」とあるが、具体性に欠ける。 事業の進捗状況についての判断基準をもっと具体的に記載すべき。例えば建設段階に着手したものは検証対象とはしないなど。
15	18	「検証が終了するまで、用地買収・・・予算措置を講じない」とあるが、あまりにも勝手な言い方。 用地買収とは何か？このような表現を行うのは用地買収の一連の作業を知らないからこういう表現になる。用地買収は、用地調査段階からすでに始まっていると言っても過言ではない。実際にこのような状況を受けた該当者の意見をよく聞かずにこのような段階を決めたため、問題が生じたものである。 山鳥坂ダムは用地買収段階とすることとし、実態として用地買収や生活再建工事入っていると認められる場合は例外とする旨を明記すべき。
23	23	「決壊しない堤防・・・」云々とあるが、 決壊しない堤防？ 可能か？ 国民に理解が得られるのか？ 疑問。
35	9	「ダム中止に伴って発生するコスト・・・」云々とあるが 中止になった場合の水没地区の地権者への補償問題、地域振興への具体的検討手法がない。 中止となって発生するコストとして、買収対象地や補償該当物件の補償金額がどのようになるかが全くわからないため、中止となっても買収対象地や補償該当物件の補償相当額、これまで翻弄された精神的補償等の具体的なコストを記載すべき。

37	17	(2) コストの「その他費用」について 「ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明らかにする」とあるが、「ダムの実情に応じて、水没地区の住民の生活再建、水源地域対策、地域振興対策など、きめ細やかな対応に対する費用等を可能な限り盛り込む」と改めること。
38	1	「土地所有者等の協力の見通しはどうか」について 見通しを見極める実現性について疑問。見込みを明らかにするという簡単な言葉で記載されているが、近年の個人の権利意識の高揚、価値観の相違でなかなか公共事業に対する理解が得られない。土地収用法を前提に検討をしなければならないが、簡単に見通しが立つとは思えず結果として事業の遅れになる。 山鳥坂ダムはほとんどの地権者が賛成でありコストを考える前に実現性をより重視すべきではないか。
6.1	15	10. 2 国土交通大臣の判断について 国土交通大臣の判断根拠は何か？ 個別ダムの検証の結果と同様になればいいが、違う場合の判断基準はどのような判断基準なのか明確にする必要がある。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		会社員	⑤年齢	57	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
6	1	「用地補償基準妥結」の前にダム案と代替え案を比較して判断するような記述となっているが、ダム建設を進めていく上で、この段階では、地元は生活再建や地域振興計画など生活設計を立ててしまっている段階であり、この時期の判断は遅すぎる。もっと早い段階で判断すべきでは。			
6	3	第3者の意見を聞きながら事業の継続が妥当か検討とあるが、ダム建設事業は国策であり、中断はあり得ないのでは、第3者の意見を聞くのは、計画段階で良い。それ以降に変更することは、あり得ない話である。			
13	15	検証するに当たって、河川整備計画の目標安全度を基本とすること事はやむを得ないが、その内容が河川整備基本方針との整合が図れず、長期的な河川整備に支障をきたす恐れがあるのではないかと。「河川整備基本計画と整合を図りつつ」という文言を追加すべきでは。			
36	21	「段階的にどのように安全度が確保されていくのか」について、浸水を繰り返す河川の地域特性を考慮し、河川整備計画期間内において、流域全体での安全度がどのように確保されていくのか明らかにするべきでは。			

(別添：意見提出様式)

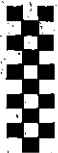
今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号			メールアドレス
④職業		農林業	⑤年齢 72 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
1 ・ 4	—	国家財政の逼迫は分かるが、国民の生命財産の救済を最優先すべきである。表現をあらためるべきである。	
12	下5	公共事業の縮減が全国の地方を疲弊させ、景気浮上に逆行していることを考えるべきである。角をためて牛を殺している。削除すべきである。	
13	下7	(5) について 河川は、それぞれ状況が異なる。「治水対策案は、河川や流域の特性(勾配、河口の広狭)に応じて検討する。」とされたい。	
13	下6	(6) について 各ダムが、公共事業として地元がどう協力してきたか、検証時に最も大切な検証課題である。「どの段階まで進んでいるか」の字句も入れるべき。	
14	6	(10) について 「関係自治体の議会」も加えるべき。	
15	1-2	(別添資料1)の「14」番、山鳥坂ダムの段階が「調査・地元説明」となっているが全くの間違い。20年度末をもって、それは完了していた。訂正されたい。 山鳥坂ダムは、補償基準を妥結し、補償開始直前に凍結された。あまりにも無謀。行政の継続という原則・観念が全くない。	
15	下6	「検証が終了し次第、順次ダム毎に建設続行又は中止を決定し、順次予算措置を講ずる。」と加えること。又、「中止されたダム関係については、十分な生活再建補償を行うこと。」を加えること。	
19	—	山鳥坂ダムは補償基準を妥結し、補償開始直前に凍結された。生活再建着手例も非常に多く、借入金返済に困っている。このような住民の救済について、具体的な字句を入れるべき。	
59	下9	立てられている河川整備計画の目標と同程度の安全な別の方法はないと思う。有識者会議は洪水の恐怖がよく分かっていない。削除すべきである。	

(別添: 意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		会社員	⑤年齢	45	⑥性別
					男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
59		(要旨) 「・・・一定の「安全度」を確保することを前提として「コスト」を最も重視することとする。」とあるが、「・・・一定の「安全度」を確保することを前提として地域の実情に配慮し、「コスト」も勘案することとする。」に変更すべきです。 〔意見〕 お金を持っている年金受給世代の方々はお金を使いません。お金を必要としている若い世代の働く場として寿命の長いダム等の社会資本の建設で(ダムは長期的な地域の発展に必ず役立ちます) 日本国内にお金を回さないと日本が沈んでしまいます。必要なものとそうでない物、目先のコストより地域の実情や地方経済を総合的に考える必要があると思います。			
13		(4) 流域を中心とした対策 とありますが、遊水地等、財産権が絡む事業を遊水地区が犠牲になって下流の人のために犠牲になる事など、現実的な対策になりません。下流域で他人のために財産権に関係するできない対策を議論しても無駄な事は明白ではないでしょうか? ダムによらない治水を装飾するだけの意味の無い検討は避けるべきです。			
35	19	14ページには「一定の安全度を確保することを前提として・・・」と、20ページ0には「河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保するために・・・」と記載がありますが、一定の安全度の確保が河川整備計画の安全度とすれば低すぎます。また、樹林帯や水害保険、浸水許容案が一定の安全度を確保するための代替案となっているのはおかしいと思います。			
35	19	14ページには「一定の安全度を確保することを前提として・・・」とあり、20ページには「河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保するために・・・」と記載されているが、一定の安全度が指すもの河川整備基本方針レベルであるべき。			



2010年 8月12日 7時59分

NO. 1617 P. 1 170

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		運送業		⑤年齢	28
意見該当箇所		⑥性別			
男		男			
⑦御意見		(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
頁	行				
142	48	森林において治水は防げない せよ。ダムや堤防など火事だと思ふ			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

① 氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
② 住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③ 電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④ 職業		会社員	⑤ 年齢	60歳	⑥ 性別 男
意見該当箇所		⑦ 意見			
頁	行				
6	1	「用地補償基準妥結」の前に、事業の継続が妥当かどうか検討することが重要との意見に対して、賛同するものであります。 今回の個別検証の対象ダムから、関係地域住民との合意形成状況、投入費用等の観点から、本体工事の契約済みのダムが除かれたものであるならば、用地補償基準妥結後のダムについても、同様に、検証対象ダムから除くべきと考えています。 ダム事業は、水没予定地域でのコミュニティの存続、生活再建対策、下流受益地との利害調整、環境影響調査の実施等のため、通常、用地補償基準妥結までには、行政と地域住民との長期間の密接な折衝・調整を要するものであり、今回一律的に、本体着工前のダムを検証対象とすることは、用地取得が進んだダムにおいて、苦渋の選択のうえ用地の提供を頂いた地権者に対して説明が困難であるとともに、社会的合意が得られないと考えます。			
15	12	現時点での個別ダムの検証は、84事業を同時に一律的に開始するのではなく、「できるだけダムにたよらない治水」へ政策転換の背景が厳しい財政状況であり、総合的な評価基準が「コスト」であるならば、残事業費が大きな数ダムは、ケーススタディを実施して、評価指標を確立し、法的位置付けを行ったうえで、個別ダムの進捗状況等に応じて実施すべきと考えます。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED] メールアドレス			
④職業		NPO法人職員		⑤年齢	65歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		意見			
頁	行				
13	22	(7) 目標を上回る洪水については、河川整備計画の目標安全度を上回る洪水を設定してシミュレーションを行うものと考えられるが、この洪水の確率評価は、どの程度を想定しているのか、具体的に提示いただきたい。また、近年の気候変動を反映した局地的豪雨の確率評価、豪雨域の範囲規模の設定についても、提示すべきである。			
22	22	(7) 堤防のかさ上げについては、都市区域の内水被害を拡大させる恐れがあり、その対応として、排水機場の建設費用、ポンプ排水に伴う河川負担増への対策費用もコストに見込むべきであり、モバイルレビー等の今後調査研究が必要な方策ではなく、河川構造令に準拠した構造で検討すべきと考える。			
23	5	(9) 決壊しない堤防について、計画高水位以上でも決壊しない堤防は、現在の技術では困難と思われる、計画高水位以下であっても、河川堤防が決壊している事例があることから、計画高水位以下での堤防の安全性確認と対策のためには、膨大な時間と予算が必要である。 洪水調節施設による洪水位の低下は確実であり、堤防の決壊に対する安全性向上の効果が見込まれるものである。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]						
②住所		[REDACTED]						
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]		
④職業		地方公務員		⑤年齢		60	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見						
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)						
6	1 5	【要旨】 既に補償基準が妥結して、水没地帯のほとんどが移転契約を終え、生活再建に取り組んでおり、加えてダム関連の工事を実施している段階で足止めとなっているダムは検証対象から除かれることが妥当だと思われる。 【意見】 用地補償基準提示を受ける段階では、既に地元行政も水没地区の関係者も、ダム受け入れに舵を切っており、その段階では移転後の生活再建対策や、地域の過疎化対策などを協議実施しているものと思われる。 関係者それぞれが生活の基盤を失うことを念頭に生活再建を真剣に検討している段階において、ダムの建設を議論することは、関係者の生活再建に大きな不安要素を与えることとなり、関係者を無視したものと思わざるを得ない。計画段階のより早い段階で十分地域や行政と協議を行い、判断すべきと思う。						
15	13 15	【要旨】 国の施策として事業を受け入れた、ダムの所在する市、村のこれまでの協議や努力の経過を無視し、何ら地元への協議や相談も無く、既成事実としてこの検証の枠組みが進められることに憤りを感じる。また、水源地域の整備計画の手続きも中断されていることから、水源地域の整備計画に支障を生じている。 【意見】 今回のダムの検証について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、個別ダム検証の進め方が取り決められようとしているが、そもそも当該検証対象ダムの所在する水没市、村が当該検証対象ダムを、国の施策として断腸の思いで受け入れ、地元関係者の説得に尽力し、併せて過疎化対策等を国、県と協議してきた長い歴史部分を無視し、何ら相談も無く、一方的に既成事実としてこの枠組みが進められることに憤りを感じる。 既に当該市及び村では、水源地域特別措置法を前提とした地域整備に関するそれぞれの対策を実施すべく、予算化を図っているところでもあり、個別ダムの検証と併せ						

	て、水源地域整備計画の地域指定手続きも中断しており、水源地域の生活再建でもある地域整備計画が実施できない状況となっている。 そもそも、本検証について、事前にダムを抱える市、村に対し何らかの意見聴取や、相談、また情報提供があつてしかるべきではないかを感じる。特に、有識者会議の協議内容がほとんど密室で決められ、地元は何ら情報が提供、共有されないことは不満である。
	【意見】 ダム自体の検証について、利水に関する比重が軽いものとなっている。有資源である水は、利水をきちんと考えておかねばまずいものがある。特に福岡都市圏や県南地域では、異常洪水により、長期間の断水等を経験しており、不特定用水の確保や異常洪水対策の容量を持つ小石原川ダムは、福岡都市圏、県南地域には無くてはならないダムであり、検証する必要はなく、このまま建設するべきである。

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所					
③電話番号		メールアドレス		—	
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		【意見】 我々水没地権者は、国策のために何世紀にも亘り暮らしてきた故郷を断腸の思いで譲り渡した。それが個別ダムの検証の名の下に、ダムを造る、造らないをこの時期に議論されることに激しい憤りを感じる。ダムが造られないのであれば、我々は故郷を捨てる必要が無かった。我々だけが移転をし、地域が荒廃していくことを我々は注視できない。既に工事を進めている段階である小石原川ダムは、検証の対象から外し、建設を進めるべきである。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
		[REDACTED]		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		農業		⑤年齢	46	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
12	16	【本文】 「供用開始後に、計画で想定している以上の堆砂が進行している場合も見受けられる。」 【意見】 昨今の豪雨に対する対策の遅れがあると考えられる。ダム周辺や水源地の森林の状況も加味すべき。 ダムと併せて山の保水力を高め、堆砂対策に取り組むべく、小石原川ダムの水源地域である朝倉市、東峰村とも水源地域特別措置法の適用を受け、森林の整備計画を立案して進めていくこととしていた。検証により、ダムも森林の整備計画も足止めとなり、ダムと一体となった堆砂対策等の事業が実施できなくなるというマイナスの部分もある。					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
		[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		自営業		⑤年齢	33歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
15	18 ~ 20	【本文】 なお、検証が終了するまで、国土交通省は当該ダムについて用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事の各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じないものとする。 【要旨】 小石原川ダムは生活再建工事段階を継続することとして、必要な工事を実施している。この為、既に水源地域、水没地域、残存地区には多大の影響を与えている。水源地域も同様に生活再建段階として、影響緩和の為の地域整備を進めるべきではないか。 【意見】 小石原川ダムは生活再建工事段階を継続することとして、必要な工事を実施しているが、水源地域対策特別措置法に基づく地域指定、整備計画が1年間も中断している。言わば2階へ上がらせて梯子をはずされた格好である。既に水源地域、水没地域、残存地区には多大の影響を与えている。水源地域も同様に生活再建段階として、影響緩和の為の地域整備を進めるべきではないか。 東峰村はダムをベースとした観光振興策として、水源地域対策特別措置法の適用を前提に、国道の拡幅計画が議論されてきた。観光客の減少が著しい東峰村小石原地域は、ダム湖及びダムにより付け替えられる国道及びその拡幅計画を観光客誘致の大きな柱に据えている。 又、ダム建設を前提に、水源地域ではライフラインの整備や保全、災害対応等が後回しにされ、このままダムが見直されれば、地域の基盤整備が実施されないままになることは許されない。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		地方公務員		⑤年齢	52
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	（200字を超える場合は200字以内の要旨も記載）			
16	5	個別ダムの検証にあたり、今回、再評価実施要領細目を新たに定める際は、都道府県及び関係者の意見を聴くべきである。			
16	8	治水対策案の立案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本としているが、近年、河川整備計画を大きく上回るレベルの洪水が発生していることから今回の検討にあたっては、この点も考慮した治水対策案を立案すべきである。			
37	15	ダム中止に伴って発生するコストについては、生活再建工事費や県及び共同事業者（利水者）がこれまでに投資した費用も見込むべきである。			
42	5	【要旨】 検証対象とされたダムにおいて、当該ダム下流の河川環境の維持や安定した水利用のための容量が、当該ダムに確保されている場合は、その機能を確保するための代替案の検討も行うべきである。 【意見】（それぞれの地域における事情の考慮） 福岡県は、これまでに昭和53年、平成6、7年と大洪水を経験し、この対策として水資源開発を推進してきた。特に人口集積が著しい福岡都市圏では、水源開発が急務であったことから、洪水対策容量を持つ五ヶ山ダム建設事業を推進するとともに、圏域外の筑後川に水源を求め、現在、水源の約3分の1を依存するまでになっている状況である。 このため、筑後川の開発に際しては都市用水を最優先にしたことにより、河川の正常流量の確保が十分なされていなかったものである。 今回検証の対象とされた五ヶ山ダム建設事業、筑後川水系ダム群連携事業及び小石原ダム建設事業は、河川の正常流量の確保も事業の目的となっていることから、治水・利水の代替案ばかりでなく、正常流量を確保する代替案も検討されるべきである。			
61	5	国土交通大臣は、都道府県が検証対象とされたダムの検証を行った結果、事業継続が妥当とした場合、次の段階に進むための事業内容を認め、平成23年度当初予算へ反映できるように検討結果報告以降の事務作業を迅速に行うべきである。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業		公務員		⑤年齢		55	⑥性別
						男	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
16	8	治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本としているが、河川整備の最終目標は河川整備基本方針であり、検討は河川整備基本方針における目標とすべきと考える。					
37	15	ダム中止に伴って発生するコストについては、今までに投資してきた調査費や用地補償費、更に生活再建工事費などの費用を見込むべきと考える。					
38	1	土地所有者等の協力の見通しについては、事例の少ない案では、見通しを明らかにすることは困難と考える。					
61	5	国土交通大臣は、都道府県が事業継続は妥当であるとの検討結果の報告を行った場合は、次の段階へ進むための事業内容を認め、平成23年度予算へ反映できるように検討結果報告以降の作業を速やかに行うべきと考える。					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		公務員	⑤年齢 57
		⑥性別 男	
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
16	8～	治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本としているが、河川整備の最終目標は河川整備基本方針であり、検討は河川整備基本方針における目標とすべきと考える。	
37	16～	ダム中止に伴って発生するコストについては、今迄に実施してきた調査費、用地補償費、更に生活再建工事費等の各関連事業に各事業者（県、市等）が投資した金額も当然含むべきと考える。	
61	5～	国土交通大臣は、都道府県が事業継続は妥当という検討結果の報告を行った場合は、次の段階に進むための事業内容を認め、平成23年度予算へ反映できる様に検討結果報告以降の作業を早急に行うべきと考える。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス			
④職業		公務員		⑤年齢	51	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
16	5	再評価実施要領細目を新たに定める場合は、地域の特殊性や必要性など異なることから、地方公共団体の意見を伺う必要があると考える。					
16	8	治水対策案は、現行の河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本としているが、整備計画は段階的な中間計画であり河川整備基本方針による検証が必要と考える。					
20	7	複数の治水対策案は、基本方針を前提に整備計画を立案しないと流域住民の理解が得られないと考える。					
26	14	恒久的な対策として計画上見込む場合に課題となるのではなく、人為的に高さを低くすれば、暫定を含む全ての場合に補償等が課題になると考える。					
37	15	ダム中止に伴って発生する費用には、今までに投資した調査費、用地補償費、生活再建工事費など、全ての費用を含むべきと考える。					
51	7	一ダムでは、完成するまで効果が発現できないが、利水としては、節水、河川からの導水、海水淡水化など、他の水源開発との組合せで段階的に効果を発現しており、ダムだけで評価するべきではないと考える。					
61	5	補助ダムについては、都道府県が事業継続は妥当と判断し報告した場合は、次のステップに進むことを認め、報告以降の作業を速やかに行い、事業が停滞するようなことがないよう、平成23年度予算へ反映すべきと考える。					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号				メールアドレス	
④職業		公務員	⑤年齢	48	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
16	8	治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として、しかし、河川整備の最終目標は河川整備基本方針であり、検討は河川整備基本方針における目標とすべきと考える。			
20	1	複数の治水対策案の立案については、河川の持つ特性が重要であり、流域の持つ資産や人口また、代替え案の機能発現の時期や効果、費用等を総合して立案すべきで、特に都市部を抱えている河川においては、河道拡幅の用地取得に対しても、家屋(ビル)移転や交渉に多大な時間、費用を要することから、早期効果発現が可能なダムによる手法の選択も検討における重要な要素と思われる。			
37	15	ダム中止に伴って発生するコストについては、今まで実施してきた調査費、用地補償費、更に生活再建工事費等の各関連事業に各事業者（県、市等）が投資した金額も当然含むべきと考える			
61	5	国土交通大臣は、都道府県が事業継続は妥当という検討結果の報告を行った場合は、次の段階に進むための事業内容を認め、平成23年度予算へ反映できる様に検討結果報告以降の作業を早急に行うべきと考える			

【記入例】 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業		公務員		⑤年齢		42	
				⑥性別		男	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
16	8～	治水対策案の検討では、「河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保する事を基本として立案するもの」となっているが、河川の整備目標は河川整備基本方針であることから、河川整備基本方針における目標とすべきではないか。					
37	15～	ダム中止に伴って発生するコストについては、今までに実施してきた調査費、用地補償費、更に生活再建工事費等の各関連事業に各事業者（県、市等）が投資した金額も当然含むべきと考える。					
38	1～	「土地所有者等の協力の見通しはどうか」について、検討段階で住民に対する協力が得られるか見通しを明らかにすることとなっているが、地元への説明する整備事例の出し方や協力体制の確認方法等、具体的に確認を行うと作業期間を長期化する事になるのではないか。					
61	5～	今回の検証で、事業継続は妥当という検討結果がでた場合は、速やかに事業が行えるよう、平成23年度予算の確保についても並行して作業を進めるべきと考える。					

【記入例】今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		公務員	⑤年齢	37	⑥性別 女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
16	8	治水対策案の目標は、河川整備計画ではなく河川整備基本方針における目標とすべきである。			
37	15	ダム中止に伴い発生するコストは、中止に至るまでに費やしたすべての経費（調査費、用地補償費、事業一時中止に伴い発生した維持費等）を含み算出するべきである。			
42	2	CO2 軽減について、独自に取り組みを行うなど軽減効果を見込める自治体については、十分に評価されるような評価項目の設定をするべきである。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		公務員		⑤年齢	46
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
16	8～	治水対策案は、現行の河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本としているが、河川整備の最終目標は河川整備基本方針であることから、当該方針に即して検討すべきである。			
36	10～	昨年の豪雨ではダムのサーチャージ水位を超えてダムからもう少しで溢れそうな流入量であった。今後も設計流入量を上回ることも懸念され、そうなった場合の被害は甚大であることから「安全度」の評価については特に検討してもらいたい。			
37	15～	ダム中止以前にかかった、建設費、補償費等の各関連事業に各事業者（県、市等）が投資した費用も当然含むべきである。			
50	15～	福岡市においては様々な節水施策をおこなっているが、それでも頻繁に渇水傾向にある。こういった点も評価として入れるべきではないか。			
60	4～	定量化しやすい「コスト」を重視するとのことであるが、定量化しにくい「安全度」の評価については慎重に行い、「コスト」偏重にならないようにしてもらいたい。			
61	5～	検討の結果、ダム建設が妥当と決定した場合は、早急な次の段階への工事のとりかかりと予算について十分に配慮するべきである。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号			メールアドレス
④職業		公務員	⑤年齢 34 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
16	8	治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度確保とされているが、河川整備計画は中間的な計画であるため、治水の根幹となる河川整備の最終目標である河川整備基本方針で検討するほうが適切であると考えられる。	
37	5	コストの検討には、これまで投資してきたダム事業費も含んで評価するほうが適切であると考えられる。	
39	8	環境への評価について、ダムの代替えとしてダムに変わる治水対策を計画する場合には、これまで実施してきた事業が環境に与えた影響と新たに整備されるものによる環境への影響を含んで総合的に評価することが適切と考えられる。	
61	5	ダム事業継続が妥当と判断した場合、平成23年度予算へ反映できるように国土交通大臣はとりまとめ以降の作業を早急に行うことが必要と考えられる。	

【記入例】今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		公務員	⑤年齢 36歳
		⑥性別 男性	
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
16	8	治水対策案の検討は、河川整備計画ではなく河川整備方針における目標に対して行うべきである。	
37	15	ダム中止に伴って発生する費用としては、これまで投資した財源をきっちりと積み上げて比較検証するべき。ダム建設に伴って地元自治体が事業費・人件費などを多く投入しているという現状がある。	
59	6	定量的評価における安全性とコストは大前提としても、定性的評価における個別ダムごとの地域社会への影響については慎重に判断すべき。現在ダム事業を進めている流域住民のダム建設への強い希望や代替案が及ぼすまちづくり等への影響を考えるとダム事業継続が最適となる場合も多いと考える。	
61	5	対応方針とその決定理由を本省に送付後は、次年度の予算に反映できるよう速やかに国土交通大臣の判断を行って頂けるようお願いする。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス			
④職業		公務員	⑤年齢	26	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
16	8	治水対策案の安全度確保の目標については、河川整備計画ではなく、河川整備基本方針とすべきである。			
7	23	高度経済成長期は終了しているが、市街化区域の更なる都市化や市街地近郊における山地等の開発行為が進行しており、求められる治水目標が向上する可能性を記載すべき。			
37	15	ダムの中止に伴い発生するコストについては、現在までに調査費、用地補償費、生活再建工事費等各事業者がすでに投資した額についても代替え案に加算すべきである。			
61	5	検討の結果、事業継続が妥当という報告を行った際は、平成23年度予算へ反映できるよう、以降の作業を速やかに処理すべきである。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		会社員	⑤年齢 28 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)	
40	13	洪水時に備えてハザードマップを公表するとともに、その地域住民に対して公民館等において資料等を用いて周知を行うことが望ましいと考える。	
40	3		
55	18	生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか明らかにするとともに、現状の自然環境についての調査を行い、特徴等について出来る限り明らかにすることが望ましいと考える。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		会社員		⑤年齢	37
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
6	4	第三者の意見の部分についての参考（例：関係住民、関係地方公共団体の長等）を示すことが必要であると考えます。			
30	8	洪水の予測、情報の提供に関して、洪水の発生前の情報提供方法についての具体的な記述が必要だと考える。例えば、ハザードマップの公表の他にコミュニティホール等での周知会の開催等がある。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所					
③電話番号		メールアドレス			
④職業		農 業	⑤年齢	68	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
15	18 ～	検証が終了するまで予算措置を講じないとあるが、本町の厚幌ダムについて、現在まで適正な検証と評価が実施されてきており、今回の「個別ダム検証の進め方」による検証でも必要性は変わらないと確信している。 新たな検証には相当の時間を要すると思うが、北海道（補助ダム）における検証後は、国においていたずらに引き伸ばすことなく、年度途中であっても直ちに予算措置が可能となる措置も合わせて示すべき。			
61	16 ～	国土交通大臣の判断について、北海道が提出する「対応方針」と「決定理由」を尊重し早急な判断と平成23年度予算に反映できる体制整備をお願いしたい。中止となるダムの大判断が遅れた場合でも生活再建工事等は継続となり工事面での手戻りはないが、継続すべきダムの判断が遅れた場合の影響は、利水者側にとって計り知れないものがある。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		会社役員		⑤年齢	59
				⑥性別	男
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		(1) 始めに (要旨) 「できるだけダムに頼らない治水」という前提条件は知らない！ “今後の治水対策のあり方”というテーマを見て、「日本は国土が狭くて中央部に山があるので、急流河川が多く、大雨の時は水が一気に下流の町まで押し寄せてきます」という小学校の社会科で習ったことを思い出した。そして、その対策としてダムの有効性が記述されていたことも・・・。 近年は異常気象に伴うゲリラ豪雨が多発し、台風シーズン以外でも集中豪雨による被害が続出するようになった。北海道でもエゾ梅雨が定番化し、今年の夏は毎日のように雨が降り続いて頻繁に大雨警報が発令されている。緯度と気象の相関関係が崩れ、まるで日本が亜熱帯気候化へと向かっているようだ。 過去の統計にないような気象状況が生まれた時、「できるだけダムに頼らない治水」対策で本当に国民の生命・財産・産業基盤を守ることができるのか？堤防の嵩上げや数値的根拠に乏しい「緑のダム」（森林整備事業）などの手段で、三面張り化した都市空間を守ることができるのか？ 今、環境至上主義論者の正論？やダム不要論が跋扈している。ダム建設＝談合という論調から、ダムそのものまでも否定するという飛躍した論議さえ生まれ始めた。しかし、必要なのは情緒的な論議ではなく、個々の河川や土地利用などの地域条件を踏まえ、過去の治水対策の事例に基づいた冷静な論議である。“始めから結論ありき”の論議ではなく、あらゆる手段を講じた安全度の高い治水対策論議である。 (2) 幅広い治水対策案の具体的提案について (要旨) “河川の水位を下げる”という治水の原点に戻れ！ ① ダムは治水対策の重要な手段であり、最初から「できるだけダムに頼らない治水」という前提条件は付けるべきではない。 ② 仮に「今後の治水対策」の策定作業において従来の法定計画（河川整備方針、河川整備計画）を変更するのであれば、法律に基づいて従前計画を無効にするという「河川法」の改正手続きを行う必要がある。 ③ 意見募集や有識者会議が単なるアリバイ作りの手段とならないよう、再検証ダムに挙げながらも中止を大前提としている八ツ場ダムのように「始めに結論ありき」という姿勢は改めるべきである。 ④ 治水の要点は“河川の水位を下げる”ことであり、洪水を貯めて渇水時に補給することである。ダム建設や既存ダム改造による洪水調整容量の拡大で河川への			

負荷を軽減し、併せて堤防嵩上げ・遊水池・河道拡幅を実施するという現在の治水対策は基本的に正しい方向性であると考える。

- ⑤ ダム事業長期化の主因は本体工事より用地の確保・交渉、付替え道路の設置などによるものであり、そうした手続きが進捗しているダムは本体工事に着手していかなくとも治水効果を検証して建設の是非を検討すべきであろう。
- ⑥ 但し、ダム湖の水質・ダム周辺環境（含む生態系）の保全対策、ライフサイクルを含めた計画策定が肝要なのは勿論である。

(3) 新たな評価軸の具体的提案について

(要旨) 費用対効果に偏った評価軸を改めよ！

- ① 現在の治水評価基準においては、“治水目的”と“治水手段”が混同して論議されており、効果についても事業効果判定が費用対効果のみに偏り、地域の治水安全性確保という視点から外れている。
- ② 今後は費用対効果 (B/C) という視点からだけではなく、洪水から住民の生命・財産、産業基盤（第1次～第3次）を守る「被害軽減効果」を算定した新たな評価軸が必要である。
- ③ 流域における治水安全度は一定という概念から、個々の河川や土地利用などの地域特性を加味した評価軸を作成すべきである。
- ④ 近年の異常気象に対応した「リスク評価」を加えた評価軸の作成も急がれる。

(4) 終わりに

(要旨) 北海道への投資は日本復活への国家的戦略である！

北海道は 21 世紀の大地である。世界的に人口爆発が続き、将来の食料や水資源の枯渇が予測されるなか、北海道の広大な大地はその供給源として多くの可能性を秘めている。200%近い食料自給率を更に高めることで日本の自給率向上に寄与し、中国・インドなどへの輸出拡大を通じて脆弱な産業基盤の底上げを図り、新たな自立への一歩を踏み出してゆく。これがあり得る北海道の未来の姿だ。

そのためにも基盤整備を進め、治水環境を整えてゆくことは緊急の課題である。大いなる国家戦略で北海道の立ち位置を定め、必要な投資を継続的に行うならば、北海道の大地は“国家に貢献する大地”として新生するに違いない。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
p 45	11	「利水参画者に対し、代替案が考えられないかを検討するよう要請する。」と記載されているが、代替案の検討には専門的な知識と経験が必要となり、コンサルタント業者へ委託業務を発注しなければならず、このための予算措置は財政的に困難であるので、検証は検討主体 (ダム事業者) にて実施願いたい。			
p 48	5	(10) 地下水取水について、成瀬ダムの利水参画者である一部の自治体においては、すでに地下水調査を実施し、適する水源がないという調査結果により、表流水及び伏流水を安定水源として事業認可を得ている。 また、他の自治体においても、再評価を終了し、地下水の不安定水源から表流水への安定取水へ移行している。 このような状況から、地下水取水の検証は不必要であると考えている。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市町村以下)			
		[REDACTED]		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		ファックス		[REDACTED]	
④職業		団体職員		⑤年齢	51	性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行						
		「要旨」 一級河川鳴瀬川総合開発事業の「田川ダム」については、治水及び利水の必要性を勘案した場合外に経済的な代替案は見当たらないので、建設へ方針決定して頂きたい。 「意見」 現在、鳴瀬川の中流域では緊急対策特定区間の指定を受け、H15～H24 の後期で192 億円の巨費を投じ改修完了を迎えようとしています。田川ダムの治水調整がなくなった場合、計画とおりの治水機能が發揮出来なくなる恐れがあると思われる。 また、利水の観点より考えてみれば灌漑面積 4300ha 分の農業用水が確保出来なくなる事より、最下流部の利水施設である鳴瀬川下流頭首工受益地内で深刻な水不足が発生し、農業生産に多大な影響を与えかねず慢性化した水不足により農民運動に発展する恐れがあり、他に経済的な代替利水案が発案されそうにない場合は、建設推進に方針決定されることを望みます。 「意見」 ダム中止ありきの有識者会議の存在意義が疑われる。 財政問題だけで本当に必要なダム事業を中止に追い込む事は、日本の国益を大きく損なう事になると思います。					

(別添:意見提出様式市町村用)

今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)に対する意見

①市町村名			
②電話番号		メールアドレス	
意見該当箇所		③意見(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
頁	行		
18	12	「学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」とあるが、そもそもこの事業は関係住民及び関係地方公共団体の合意の上に進められてきたものであるので、意見を聴くだけでなく、関係住民及び関係地方公共団体の同意を得るべきである。また、同意を得ることを前提とした手続きとするべきである。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)				
③電話番号						
		JP				
④職業		会社員	⑤年齢	50	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
1	全	【要旨】 「中間とりまとめ（案）」は「コンクリートから人へ」といった現政権の公約を前提にしていることはないか。 【意見】 - ダム事業に関しては特に真摯な議論を期待する。わが国土は自然災害に対して脆弱である。 - 財政事情もわからぬもでもないが、今夏の九州地方、中国地方での長雨の影響でも災害を最小限（災害に遭われた方々には申し訳ないが）に止められたのは今までのダムによる治水対策であったと率直に認めるべきである。 - 公共事業に対する国民への嫌悪感を醸成させてきたマスコミは一切この影響を論じない。もっと大規模な災害が起ってからでは手遅れである。 - マクロ的な視点で景気対策の効果もあり、公共財のストック効果も考慮すべき。				
6	1～5	【要旨】 ダム事業はなぜここまで遅れるのか。 【意見】 『「用地補償基準妥結」の前に』とあるが、ダム事業はなぜここまで遅れるのか。その河川計画や法律、規則を徹底検証する必要もある。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号					
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
13	6	「2. 2 検証に当たっての基本的な考え方」について 今後行われる個別ダムの検証に当たっては、早期に結論を得るように検証を進めるべきであることから、結果を出す目標時期を明確にすることが必要である。			
18	15	「3. 5 対応方針（案）等の決定」について 対応方針（案）策定に当たっては、関係地方公共団体の意見を十分に聴いたうえで、関係地方公共団体の合意を得て決定すること。			
20	6	「河川整備計画が策定されていない水系においては、整備内容に相当する整備内容の案を設定する」について 目標とする安全度の設定に当たって、安易な治水安全度の引き下げを行わず、関係地方公共団体の合意を得ること。			
37	17	「ダム中止に伴い発生する費用について、できる限り明らかにする。」について 関係自治体、利水者等への全支出額の返還（直轄負担金、利水者負担金、水特事業、基金事業など）や、中止後も必要となる生活再建事業、地域振興事業等に係る費用など、関連して必要となる費用も評価することを明記すること。			
45	19	「概略検討により、利水対策案を抽出し、利水対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を行う」について 水源確保の方策は、利水参画者が決定する事項であるため、利水参画者の意見を最優先に反映することを明記すること。			
59	1	「第9章 総合的な評価の考え方」について 多目的ダムは、治水と利水があり、それぞれを評価し、両者をどのように総合的に評価するかの記述がなく、明記すべきである。			
61	15	「10. 2 国土交通大臣の判断」について 検討内容に特段の瑕疵が無い限り、国土交通大臣は対応方針（案）に即した判断を行うこと。 八ッ場ダムについては、平成27年度末の完成に向けて必要な期間を考慮した上で早急に判断を下すこと。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名） （市区町村以下）			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢	68	⑥性別	男
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
P8	21 3 23	計画上の整備水準を上回る治水への対応として 氾濫が想定される区域においては、土地利用の 規制や誘導を実施し、宅地のかさ上げやセロテ ー建築、二線堤の設置等の対策が必要である。 〔意見〕 治水事業の現行行っている改修を線から面へ 移るべきであるとの意と解するが、現在進行中の 総合治水においても、平方メートル整地、各戸貯留、下流 部での治水機能の確保することの限界を考えて いる。そこで言う治水対策としての土地利用の規制 セロテー建築、二線堤の設置など、精神中身だけ で済むものでなく代替案にならない。その費用 は誰が払うのか。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）（市区町村以下）			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢	68	⑥性別	男
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
P13	15	治水対策は、河川整備計画の見直しと同程度の安全度と確保することを基本とする。 【意見】 基本方針が達成に至るまでの中間的ステップとしての河川整備計画に合わせて個別ダムが必要、不要を判断していることに賛成である。 問題は、中間ステップを何年に置かている。あまり短かると次のステップに移る時に手戻りが大きくなってしまふし、長くすると投資効果の発揮がなくなってしまう。 利根川の改修が今年で100年かかっていることを考えれば、地方では20～30年、首都圏では50～100年位が妥当と考える。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[Redacted]			
②住所		（都道府県名） （市区町村以下） [Redacted]			
③電話番号		[Redacted]			
④職業		[Redacted]		⑤年齢	68
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
P45	9~10	検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が適切に行われていると確認する。 〔意見〕 県や市などの地方公共団体は、将来の地域づくりと念頭において、需要量を算出してあり、国交省の判断でよいものではない。			
P48	6~14	「関係地方公共団体からなる検討の場」…… ・検討過程において…… ・学識経験者も有する…… 関係利害者の意見聴く 〔意見〕 得られた地域の意向を大臣は最大限尊重する ととか大前提でなければならぬ。 このようにして後者の部分にも言及していない。 意向を覆す場合は、その理由の検証と十分に行 って、地域住民は納得すべきである。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]	
③電話番号		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		⑤年齢	⑥性別
公務員		68	男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
P59	24	第4章で述べたように……第7章で述べた各評価軸について評価を行うか、上で総合的な評価を行う。	
		意見] 第8章も加えて下さい。 総合的な評価をするにあたり、国家百年の計をもつて判断していたらいい。 また、工事途中で中止した時に要する費用も完成させた時に要する費用かどちらの安いのかも判断してほしい。	
P49	12 15 18	(16) 治水調整の強化…… (17) 節水対策……	
		意見] これは対策であつて利の検査正にはならない。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

1/3

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
④職業		[REDACTED]		⑤年齢	74
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
15	18 ~20	「検証が終了するまで、国土交通省は、当該ダムについて 用地売却、生活再建工事、転流工工事、本体工事の 各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じない ものとする」 意見1. 各ダム事業について、現在進行中の工事の仕分け作業を 至急行うこと。 それにより中止後にも必要となる工事、安全確保のための の工事に限定するところから、公費のみで進めると環境 破壊とくいよめることとなる。 至急仕分け作業を行うこと。			
16	24 ~25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機機 都道府県が「検討主体」となって検証に係る検討を 行う」 意見2. ダム事業者自らの検証では、真のダム見直しは出来ず、 ダム推進（という事業者に検証を行わせるのではなく、 住民参加を保證した第三者機関に検証を行わせる） が必要である。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

2/3

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号		メールアドレス [REDACTED]				
④職業		777	⑤年齢	74	⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
17	2	補助金については都道府県に検証に係る検討を要請する。 意見3. 補助金の検証作業は都道府県知事の下で行い、国土交通大臣の下でも行い、その結果を公表すべきである。補助金の見直しは推進の立場である。都道府県知事や国土交通大臣から要請して行う作業である。補助金についても住民参加の検証した第三者機関に検証作業を委ねるべきである。同時に国土交通大臣は、補助金について国土交通省の官庁が行ってきたことを見直すべきである。				
18	36	「検証主体は関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識・評価の検討を進める」 意見4. 地方公共団体は、検証の推進の立場にある。検証の推進の立場にある団体に検討の場を設けることは、本来の目的からいって、このような検討の場を設ける必要はない。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

3/3

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
④職業		TFL		⑤年齢	74
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	9~13	「検討過程においては「関係地方公共団体からの検討会」E公開すること、情報公開E行うとともに、主要な段階でパブリックコメントE行う。 学識経験者があるが、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見E聴く。			
40	23	意見5 ダム事業の見直しについては、検証作業には入っていないが、公開Eれたところ、関係機関E設置し、住民参加の道E開く必要あり。寄せ付けにパブリックコメントE充分注力して(注)。 生物多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか。			
		意見6 ダム事業による影響評価については、従来のアセスと同じく影響なしEくり返してダムE推進させる。関係機関による検証が必要であり、ダム事業は森林伐採、環境破壊で生物多様性の確保とはほど遠いからである。			
		総合的な ダムの検証Eきちんと行うには、従来の利水・治水計画E根拠から見直し、科学的・客観的に検証作業E進める必要あり。それには、学識経験者や関係住民団体の代表などから参加する第三者機関に委ねるべきで、この第三者機関は徹底的に情報Eもとで運営すべきです。つまりこのダム検証作業は、淀川水系流域委員会Eモデルとして進め下すのが最良と考えます。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
47 (21)	18 (9)	(要旨) 電力の安定供給及び環境面などの観点から、水力発電の重要性に鑑み、安易に「既存のダムの発電容量を買い上げて利水容量とする」ことのないように強く希望します。 (意見) 多目的ダムに発電参画し、発電容量を持っている水力発電所の多くは、ピーク運転や水位運用により、効率的な発電を行うことで、電力の安定供給に多大な貢献をしている。また、水力発電は、初期投資が大きいが年数が経過するほど減価償却の進行等により、発電原価の安価な経済的な発電方式である。 もし仮に、発電容量が買い取られ利水容量に振り分けられた場合、発電に使用できる総水量は変わらないと想定されるが、ピーク発電から利水従属的な運用となることから、現在の設備が十分な機能が発揮できず、発電電力量の減電や運用変更に伴う設備の改良など以下のような課題が発生すると想定される。 ・建設費負担の精算 ・アロケーションの変更 ・減電に伴う補償 ・運用変更に伴う電力会社の合意及び補償 ・発電使用水量の運用幅に対応するための水車、発電機などの機器改良に伴う費用負担 水力発電は、設備利用率が高く、運転時にはCO₂を排出しない環境にやさしいクリーンなエネルギーである。 また、平成22年6月に閣議決定された新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～では、グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクトとして、固定価格買取制度導入等により、再生可能エネルギーの急拡大を図ることとされており、水力発電についても重要性が非常に高まっている。 中間とりまとめ(案)P56第8章 利水の観点からの検討 8.3 利水に関する評価軸 (6)環境への評価 ●CO₂排出負荷はどう変わるかに「水力発電用ダム容量の買い上げは火力発電の増強を要することになることに留意する」との記載があるように、			

CO2削減の観点から評価することができない。

また、もし仮に新たな水力発電の開発で補う場合、現在の水力発電の開発の現状は、開発できる地点が小規模化、奥地化しており、経済性が悪く開発が進んでいない。

その他の電源で補う場合、例として1万kWの水力発電では、約3kWの住宅用太陽光発電の1万台分の電力量に相当し、建設費としては200億円程度と推定され、多大な費用が必要となる。

以上のことから、環境面や費用負担など非常に課題が多く、また、治水面での効果も不明確であることから、水力発電用ダム容量の買い上げには、強く反対するものである。

もし仮に、この検討を進めるのであれば、再生可能エネルギーを重要視したエネルギー政策や環境政策との整合を図るなど、国民や事業者が納得できる仕組み作りが必要であり、エネルギーセキュリティやCO2削減、電力の安定供給などの観点に立った適切な評価が必要であると考えます。

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		会社員		⑤年齢	69
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
13	12	「全体的な意見」 河川は、重要な社会生活基盤であり安全・安心な社会を持続・発展させるために、切れ目のない整備を継続することが重要であります。河川法は河川整備基本方針を定め、これを計画的に整備していくために河川整備計画を作成することとなっています。 したがって、河川整備計画は、一つの計画ではなく工程計画であるから、整備計画としての固有の川幅やダム高があるわけではなく、基本方針を目指した整備の当面（30年程度）の目標と見るべきです。 以上のことから、基本方針を目指すような大規模事業であるダム個別の検証について、整備計画を目標とした安全度だけで比較を行うことは問題があると考えます。 以下に個別箇所の意見を記述します。 （1）の次に追加 「治水対策案とは、治水及び流水の正常な機能の維持をいう。」 （理由）p13－4行にも目標とする治水利水の安全度を確保するため・・・とあり、洪水だけの治水対策案の比較検討ではないはずです。 したがって、多目的ダム及び不特定容量を持った治水ダムについては、治水対策の比較だけでは検証できません。この場合、利水容量（適正な特定利水、発電容量、不特定容量）と必要治水容量を加味した多目的ダム等を設定し、その上で治水対策案比較のための治水対策コスト（洪水分）、不特定分をそれぞれアロケーションにより算出してそれぞれ又は合算して、ダムによらない治水対策案と比較する必要があります。			
13	16	（3）に追加 「ただし、検証ダムが大都市圏等の河川にあって整備計画レベル以上の安全度に対応したダムについては、単に整備計画の安全度だけの比較でなく洪水の発生確率に応じた被害軽減効果と投資額で評価（b/c）する。」 （理由）ダムサイトは貴重な資源であり長期目標により計画され、整備計画以上の洪水にも対応できます。検証にあったてはいろいろな規模の洪水に対する効果について、洪水の発生確率に応じた被害軽減効果と投資額で評価（B/C）すべきです。 （3）の次に（4）として追加 「利水対策案の策定に当たっての利水安全度は、河川整備計画の目標と同程度とする」 都市用水の必要量は、今回の提言で都市用水管理者に見直しを要請することになっており、不特定容量は、河川整備計画に位置づけられているものと理解しています。 これらの量を確保するためには、利水安全度の設定が重要であり、河川整備計画にお			

3 5	下 4	いて位置づけられていると思われますが、明確になっていない場合はこれまで水利権処分等で使われている安全度を使用すればいいでしょう。 (1) ●の次に追加 「検証対象ダムが、整備計画レベルに対応しつつ、整備計画以上のレベルにも対応したダムである場合は、ダム以外の治水対策案については整備計画又は整備計画以上のレベルで比較する。この場合の比較は、洪水規模毎に被害軽減額を求め洪水発生確率を加味したB/Cを以て比較する。」 (理由) ダム計画は、整備計画を基本としつつ、基本方針レベルの洪水にも効果のある容量を確保している場合が多いと考えます。このことは、ダム建設が段階的に大きくすることが地域対策やコスト面からほとんど不可能であることから、ダムを計画する場合は、整備計画を踏まえながら基本方針レベルで計画とすることが有利でしょう。
4 2	4	<u>4行目に追加</u>
		「流水の正常な機能の維持については、検証対象ダムの「治水＋流水の正常な機能の維持」（容量は見直したとしても）の効用に対して、ダムによらない代替案も同等の効用（単独又は双方の目的）を発揮するものを比較する。」 (4) 第7章評価軸(8)で、流水の正常な機能の維持が出来るかの項では、「寄与できるかどうかの明らかにし、出来ない場合は課題を整理する」となっており、定量評価になっていません。
6.1	下 6	下から6行目についての意見
		「ここで、判断とは、・・・対応方針(案)に検討を加え対応方針を決定する」とありますが 有識者会議において定めた「あり方」に基づいて鋭意検討した対応方針(案)を国土交通大臣が判断するとありますが、評価軸まで明確にしてある「あり方」により判断した対応方針(案)についてさらに「判断」を加えるのは、この「判断基準」がどのようなものか具体的にしておく必要があると思います。 (理由) 対応方針案を覆した場合、誰がどのような理由で判断したか、将来災害時等の責任問題となる可能性があります。